

<問1> 対象者を教えてください

○受入機関を利用する者として、次のケースを想定しています。

- ① 在宅の介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した場合における、残された要介護者（濃厚接触者として保健所が行うPCR検査を受け、陰性が判明した者に限る。）
- ② 施設入所の高齢者が新型コロナウイルスに罹患して入院後、退院できる状態になっても一時的に入所先を確保しなければならない場合における、当該退院基準を満たした高齢者

○①の場合、担当ケアマネジャーが居宅サービス（訪問介護、短期入所生活介護等）の利用を検討するなど、できる限り要介護者が自宅で生活できるよう調整すること。

○②の場合、もとの施設に戻ることを基本とする（退院基準を満たし退院した者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しない（R2.6.30 厚生労働省通知））

○上記対応により、調整を行っても、なお対応が困難な場合に限り、受入機関への入所を依頼すること。

<問2> 利用までの流れを教えてください

○事案発生から退所までの流れは、次のとおり（例示）

- ①事案発生
- ↓
- ②介護者から担当ケアマネジャーへ連絡
- ↓
- ③担当ケアマネジャーによる対応（訪問介護、短期入所生活介護等の検討）
- ↓
- ④対応困難事例として、市町村へ連絡
- ↓
- ⑤市町村による対応検討（独自の受入機関による入所、老人福祉法による措置等）
- ↓
- ⑥市町村による措置決定（今回のスキームによるもの）
- ↓
- ⑦県（健康長寿推進課）へ連絡
- ↓
- ⑧受入機関へ空き状況確認（県→受入機関）
- ↓
- ⑨状況を市町村へ報告（県→市町村）
- ↓
- ⑩市町村から受入機関（入退院支援室）へ連絡
- ↓
- ⑪被措置者の入所
- ↓
- ⑫介護者から市町村へ退院日を連絡
- ↓
- ⑬介護者が退院基準を満たし退院
- ↓
- ⑭市町村から担当ケアマネジャーへ連絡
- ↓
- ⑮被措置者の退所

<問3> 老人福祉法に基づく措置について、教えてください

○介護者（養護者）の疾病等により、高齢者が居宅において介護を受けることが一時的に困難となり、やむを得ない事由により介護保険サービス（短期入所生活介護等）を利用することが困難であると認める場合、市町村は、当該高齢者を老人短期入所施設等に短期間入所させ、その者の養護を委託することができます。

【老人福祉法第10条の4第3項（居宅における介護等）】

○老人短期入所施設には、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、老人福祉センターの他、高齢者の入浴・排泄等の介護、機能訓練、健康状態の確認等の便宜を適切に供与することができる施設が含まれます。

【老人福祉法施行規則第1条の2の2及び第1条の3】

○在宅生活困難要介護者は濃厚接触者であり、十分な感染症対策が求められることから、感染症管理体制が取れる受入機関を市町村が老人短期入所施設として委託することを想定しています。

○なお、措置の期間は長くても2週間程度を想定しています。

<問4> 措置に要する費用について、教えてください

○受入機関が要介護者(濃厚接触者)を受け入れるためには、感染症管理ができる専用の個室を確保することや、要介護者をケアするための看護師の person 費、防護具等の消耗品等の費用が必要となります。

○措置に必要な費用として、「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入受入機関(R2.9.19 厚生労働省通知)」の補助額(稼働病床の病床確保料)を準用します。

【1日あたりの措置費:52千円】

○上記措置費には、介護に要する費用、居住費、食費、感染症対策費、健康管理費、施設維持費が含まれます。また、日常生活用品、おむつ代、移送費は上記に含めず、市町村の規定等により、取扱いを定めるものとします。

<問5> 規則(要綱)改正が必要かどうか、教えてください

○老人福祉法に基づく措置について、市町村の例規集を確認したところ、多くの市町村で「老人福祉法施行細則」により、手続き等を定めています。

○各町村の法制担当にご確認いただき、必要に応じて規則改正等の手続きを行ってください。

<問6> 措置中に要介護者の容態が変わり、医療が必要となった場合の対応は

○容態の悪化等により、医療の提供が必要となった場合には、措置から医療保険(国民健康保険等)に切り替わりません。医療保険の適用期間中は、措置の期間から外れます。

○また、措置期間中にPCR検査を再度実施し、陽性が判明した場合には、管轄する保健所と調整のうえ、他の医療機関(重点医療機関)へ転院することになります。この場合、措置から感染症法に基づく医療費公費負担に切り替わるため、措置から外れます。

○なお、医療同意(インフォームド・コンセント)については、原則本人(要介護者)からの同意が必要となるが、本人の判断能力が低下(認知症等)し、家族等他に同意を得る者がいない場合は市町村が医療同意を行うことがあります。

<問7> 受入機関までの搬送方法について、教えてください

○受入機関までの搬送は市町村が手配してください。また、必要に応じて要介護者の介添えを行ってください。

○介護者が入院する前に、要介護者を受入機関まで移送できるか確認してください。

○また、県内の介護タクシー事業者を確認したところ、PCR検査で陰性が分かっている方であれば、一般の利用者と変わらず利用できるとの回答を受けた事業所が幾つか見受けられましたことを申し添えます。

<問8> 入所時の身元保証や退院時の受入先について、教えてください

○入所時の身元保証人は、家族や親族が基本となります。ただし、本人(要介護者)や家族等に保証能力が無い場合は、市町村が身元保証人となることがあります。

○退院時の受入先は、要介護者の自宅が基本となります。ただし、介護者の死亡等により退所後の受入先が無い場合、市町村が身元を引き受けることがあります。